証券コード　6172
2021年３月15日

株　主　各　位

東京都港区三田一丁目４番１号
住友不動産麻布十番ビル３階
株式会社メタップス
代表取締役社長　山﨑祐一郎

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、株主様のご来場をいただくことなく当社役員のみで開催させていただきたく、株主様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、後記の株主総会参考書類をご検討の上、書面またはインターネット等により2021年３月29日（月曜日）午後７時までに事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

なお、株主様には、本株主総会の状況をインターネット上にてライブ中継するとともに、事前に株主様からコメントやご質問を受け付けた上で、株主の皆様のご関心の高い事項については本株主総会でご説明する予定です。なお、本ライブ配信は視聴用で、質疑応答には対応しておらず、また当日の決議にご参加いただくことはできません。（ライブ中継の詳細につきましては、末尾の「インターネットライブ中継のご案内」をご参照ください。）

敬　具

記

１．日　　時　　2021年３月30日（火曜日）午後３時

２．場　　所　　東京都港区芝浦三丁目１番21号
msbTamachi 田町ステーションタワーS ４階
TKPガーデンシティPREMIUM田町
（前記のとおり、本株主総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様のご来場をいただくことなく当社役員のみで開催させていただきたく、株主様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。）

３．目的事項
報告事項　１．第13期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第13期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）
計算書類報告の件

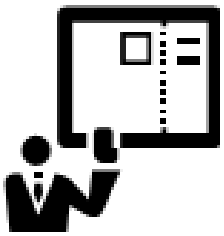
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

以　上

本招集ご通知に記載すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://metaps.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査等委員会がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://metaps.com/）に掲載させていただきます。

<当社ウェブサイト>



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）で
議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2021年３月29日
（月曜日）
午後７時到着分まで



インターネットで
議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年３月29日
（月曜日）
午後７時入力完了分まで



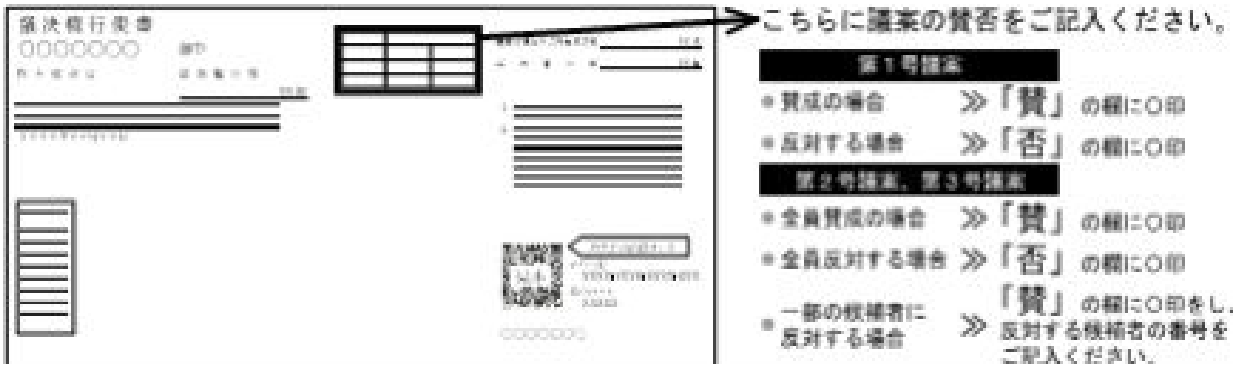
株主総会に
ご出席する方法

書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2021年３月30日
（火曜日）
午後３時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



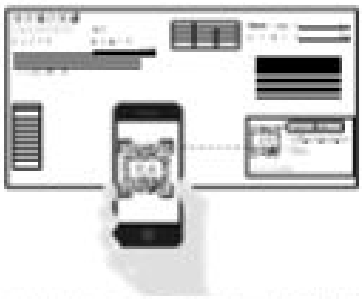
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

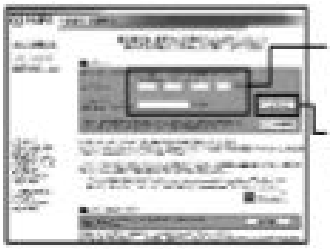
再び株主総会、もしくは他のQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、上の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご覧ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

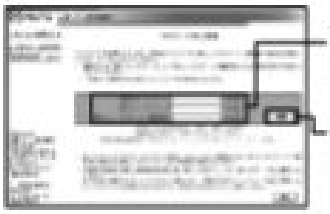
議決権行使サイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録してください。



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時－午後9時）

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社グループは「テクノロジーでお金と経済のあり方を変える」のコーポレートミッションのもと、成長性の高いテクノロジー領域に経営資源を集中し事業を展開しております。当該領域は、スマートフォンやタブレット、ウェアラブル端末といったデバイスの普及に加え、Twitter、Facebook、Instagram、LINEなどのソーシャルメディアの拡大、クラウドや人工知能（AI）の進化、ブロックチェーンといった新しいテクノロジーやサービスの出現により劇的な変化を続けております。これらの市場規模は世界的にも一層の拡大が見込まれ、関連事業を提供する当社グループの収益機会も大きく広がるものと考えております。このような事業環境のもと、当社グループは、ファイナンス関連事業及びマーケティング関連事業を２つの事業の柱としながら、新たにDX支援事業を立ち上げ、SaaSサービスの展開や、ブロックチェーン技術を活用した新規サービスの開発を積極的に行っております。また８月に中期経営計画「The Road To 2025」を策定し、重点投資分野として、決済を中心とするフィンテック領域への投資、成長戦略としてDX支援事業への投資、中長期で着実な利益成長が可能なストック型ビジネスへ集中投資していくことを決定いたしました。これにより、変化の大きい事業環境の中でも安定的な収益基盤を築き、社会のDX化とフィンテックの発展を推進し、当社のビジョンとミッションの実現を目指してまいります。

当期は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が主にファイナンス関連事業を中心に上期から継続いたしました。国内ファイナンス関連事業においては、旅行・ホテル関連やイベント関連決済の需要が大幅に減少したものの、観光・旅行需要回復のための各種施策やオンラインイベント向けサービスへの注力、またパッケージソリューションサービスが堅調に拡大し、下期には回復基調に向かいました。一方、マーケティング関連事業においては、中華圏顧客からの需要が一時的に鈍化したものの４月以降順調に回復、国内は、外出自粛等の影響によりインターネット関連サービスの利用が増加したことで、ECを中心に既存顧客の広告出稿需要が拡大しておりましたが８月以降は従来通りのトレンドに戻りつつあります。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高8,569百万円、営業損失460百万円、税引前損失510百万円、当期損失162百万円、親会社の所有者に帰属する当期損失108百万円となりました。

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用しており、前連結会計年度比較においては、IFRS第16号を遡及適用し適用開始の累積的影響を当連結会計年度の利益剰余金期首残高の修正として認識しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は120百万円であり、その主なものはソフトウェアであります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2020年５月１日付で当社を吸収合併存続会社とし、当社の連結子会社であった株式会社メタップスリンクスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

UPSIDE CO., LTDは、当社グループの保有する同社株式のすべてを譲渡したため、2020年3月31日付で連結の範囲から除外しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

国際財務報告基準（IFRS）

区　　分	第 10 期 (2017年８月期)	第 11 期 (2018年８月期)	第 12 期 (2019年12月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売　上　高(百万円)	10,135	10,240	13,292	8,569
営業利益又は営業損失（△）(百万円)	251	△214	△2,990	△460
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)（△は損失）	260	△454	△2,861	△108
基本的１株当たり当期利益（円）（△は損失）	20.12	△33.89	△211.29	△7.93
資　産　合　計(百万円)	19,786	22,686	20,884	21,921
資　本　合　計(百万円)	6,822	8,350	4,517	5,977
１株当たり親会社所有者帰属持分（円）	504.12	576.36	359.64	417.34

(3) 重要な子会社の状況

①　重要な子会社の状況

会　社　名	所　在　地	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
Metaps Plus Inc.	大韓民国 ソウル特別市	517百万KRW	79.73%	ファイナンス事業
株式会社メタップスペイメント	東京都港区	1,134百万円	80.00%	ファイナンス事業
株式会社メタップスワン	東京都港区	100百万円	100.00%	マーケティング事業
Smartcon Co. Ltd.	大韓民国 ソウル特別市	1,366百万KRW	100.00% (79.73%)	ファイナンス事業
Metaps Entertainment Limited	イギリス領 バージン諸島	13百万USD	100.00%	マーケティング事業

（注）１．出資比率の（　）内は、間接所有割合であります。

２．株式会社メタップスリンクスにつきましては、2020年5月1日付で吸収合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

３．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① 海外市場への対応

海外事業については、地域毎の特性に応じた事業構築と、現地責任者・スタッフのローカル採用強化を継続すると同時に、日本やシンガポールなど、先行して事業展開を行っている地域が培ったオペレーションノウハウをグローバルで共有し、「効率化」・「標準化」・「スピード化」を意識し取り組んでまいります。

② 開発スピード強化への対応

既存プロダクトのシステム稼働は安定していますが、テクノロジー領域における目まぐるしい変化スピードに対応していくためには、常に新しいプロダクトを創造し続ける必要があります。また、グローバルでユーザを獲得するためには今まで以上にプロダクトに高い質と信頼が求められます。そのため、多言語化に対応できるシステム開発や仕様作成を進める一方で、情報漏えい、情報セキュリティ面でのリスク対応強化についても並行して進められるよう、引き続き優秀な技術者の確保、職場環境の改善に努めてまいります。

③ 組織体制の整備

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に運用すること、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員会による監査等を基軸とするコーポレート・ガバナンス機能の充実などを行っていく方針であります。

④ 経営体制の強化への対応

テクノロジー業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新サービスが常に生み出されております。これらの最新のニーズを的確に察知し、迅速な意思決定を行える体制を整えることで、常に市場をリードしていくことが当社グループの成長につながります。これを実現するために、各国ユーザのニーズを的確に察知できるグローバルな人材の確保を行える体制を構築してまいります。

⑤　新規事業の展開について

当社グループの展開する事業の属するテクノロジー業界は、急速な進化、拡大を続けており、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速いため、当社グループにおいても顧客のニーズを満たす新サービスの展開を常に検討しております。今後、ファイナンス関連事業を主軸に、DX支援を軸とした積極的な事業展開を進めていく方針であります。

上記施策により、内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、更なる事業拡大に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社グループは、「世界を解き放つ」との経営ビジョンのもと、ファイナンス関連事業を主軸に、マーケティング関連事業及びDX支援、その他事業を行っております。日本国内のみならずアジアを中心に海外事業を展開しており、グローバル市場において新たな価値の創造・提供に努めております。

(6) 主要な営業所（2020年12月31日現在）

本社(東京都港区)

(注)当社の重要な子会社については、「(3)重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(7) 使用人の状況（2020年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
マーケティング関連事業	67（7）名	22名減（６名減）
ファイナンス関連事業	123（３）	17名減（１名増）
その他	66（16）	23名増（２名増）
合計	256（26）	16名減（３名減）

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．マーケティング関連事業における使用人数が前連結会計年度末と比べて減少し、その他の使用人数が増加したのは、株式会社メタップスリンクスの本社への吸収合併に伴い、区分の変更を行ったことによるものであります。

３．ファイナンス関連事業における使用人数が前連結会計年度末と比べて減少したのは、UPSIDE CO., LTDの全株式譲渡及び事業ポートフォリオ見直しに伴う退職者の増加によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61（14）名	26名増（５名増）	35.7歳	1.9年

（注）１．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．使用人数が前連結会計年度末と比べて増加したのは、株式会社メタップスリンクスの本社への吸収合併に伴うものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	500百万円
株式会社りそな銀行	375百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　42,000,000株

② 発行済株式の総数（注）　13,566,910株

③ 株主数　11,051名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
佐藤航陽	2,646,000株	19.50%
株式会社ＳＢＩ証券	1,638,200	12.07
ＮＯＭＵＲＡ ＰＢ ＮＯＭＩＮＥＥＳ ＬＩＭＩＴＥＤ ＯＭＮＩＢＵＳ－ＭＡＲＧＩＮ（ＣＡＳＨＰＢ）	594,900	4.38
日本瓦斯株式会社	435,200	3.21
山﨑祐一郎	406,000	2.99
楽天証券株式会社	274,000	2.02
株式会社カストディ銀行（信託口）	226,000	1.67
野村證券株式会社	214,300	1.58
ＢＮＰ ＰＡＲＩＢＡＳ ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ ＳＥＲＶＩＣＥＳ ＰＡＲＩＳ ＪＡＳＤＥＣ／ＢＰ２Ｓ ＰＡＲＩＳ－ＧＬＭ－ＳＬＡＢ ＰＡＲＩＳ	186,600	1.38
ＡＵカブコム証券株式会社	145,200	1.07

（注）自己株式は所有しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③　その他新株予約権の状況

イ．2019年１月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第14回新株予約権

新株予約権の総数	3,300個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 330,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり100円
新株予約権の払込期日	2019年２月１日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき　1,780円
権利行使期間	2021年４月１日から 2029年１月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算定される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	①　2020年12月期から2024年12月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の営業利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる行使可能割合を限度として当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌日１日から行使することができる。 （a）営業利益が7,000百万円を超過した場合 行使可能割合：70％ （b）営業利益が8,000百万円を超過した場合 行使可能割合：80％ （c）営業利益が9,000百万円を超過した場合 行使可能割合：90％ （d）営業利益が10,000百万円を超過した場合 行使可能割合：100％

新株予約権の行使の条件	なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を参照するものとする。また、会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 ②　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇などにより退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。 ③　新株予約権者の相続人による本新株予約権を行使できないものとする。 ④　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。 ⑥　当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
割当先	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てた。 当社取締役　　５名　1,110個 当社従業員　　26名　1,530個 当社子会社取締役　６名　420個 当社子会社従業員　８名　240個

ロ．2019年10月11日開催の取締役会決議に基づき発行した第15回新株予約権

新株予約権の総数	12,542個
新株予約権の目的である株式の種類と潜在株式数	普通株式：1,254,200株　（注）１ (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり882円
新株予約権の払込期日	2019年10月29日
行使価額	１株当たり897円　（注）１
権利行使期間	2019年10月30日から 2024年10月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てた。　（注）２ 投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号　8,269個 InfleXion Ⅱ Cayman, L.P.　3,169個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合85号　1,104個

（注）１．行使価額の修正条件：当社は、2020年４月29日、2021年４月29日及び2022年４月29日（修正日）において、当該修正日まで（当日を含む。）の５連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な行使価額を１円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（897円）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正価額とする。

2020年４月22日から2020年４月29日まで（当日を含む）の５連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が、下限修正価額（897円）を下回ったため、行使価額は、2020年４月29日を修正日として1,196円から897円へ調整されました。行使価額の調整により、本新株予約権の潜在株式数に変更はありません。

２．割当先であるInfleXion Ⅱ Cayman, L.P.は、2020年２月27日付で割当先である投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号に対し、本新株予約権98個を譲渡しました。

ハ．2019年10月11日開催の取締役会決議に基づき発行した第１回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債の総額	1,499,988,000円
社債に付された新株予約権の総数	49個
新株予約権の目的である株式の種類と潜在株式数	普通株式：1,672,226株　（注）
社債及び新株予約権の払込金額	本社債の金額100円につき金100円 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものとする
社債の払込期日及び新株予約権の割当日	2019年10月29日
転換価額	１株当たり897円　（注）
権利行使期間	2020年10月30日から 2024年10月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てた。 投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号　32個 InfleXion Ⅱ Cayman, L.P.　13個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合85号　４個

（注）転換価額の修正条件：当社は、2020年４月29日、2021年４月29日及び2022年４月29日（修正日）において、当該修正日まで（当日を含む。）の５連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な転換価額を１円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（897円）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。
　2020年４月22日から2020年４月29日まで（当日を含む）の５連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が、下限修正価額（897円）を下回ったため、転換価額は、2020年４月29日を修正日として、1,196円から897円へ調整されました。転換価額の調整に伴い、本転換社債型新株予約権の潜在株式数は1,672,226株に変更されました。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山　崎　祐一郎	株式会社メタップスペイメント 取締役 Metaps Plus Inc.取締役 Smartcon Co. Ltd.取締役 Metaps Entertainment Limited 取締役
取締役	和　田　洋　一	株式会社メタップスペイメント 代表取締役 ワンダープラネット株式会社 社外取締役 株式会社マイネット 社外取締役（監査等委員）
取締役 （監査等委員）	高　山　　健	テクマトリックス株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社メディアドゥ 社外取締役 株式会社メルカリ社外取締役
取締役 （常勤監査等委員）	亀　村　　明	
取締役 （監査等委員）	吉　川　朋　弥	吉川公認会計士事務所 所長 株式会社アズーム社外監査役

（注）１．取締役（監査等委員）高山健氏、亀村明氏及び吉川朋弥氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）吉川朋弥氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、亀村明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

４．当社は高山健氏、亀村明氏及び吉川朋弥氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

５．当社と取締役（監査等委員）である高山健氏、亀村明氏及び吉川朋弥氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条に定める最低責任限度額としております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 (－)	38百万円 (－百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	16百万円 (16百万円)
合　　計 （うち社外役員）	6 (3)	54百万円 (16百万円)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2018年11月29日開催の第11回定時株主総会において、月額30百万円以内（うち社外取締役月額10百万円以内）と決議いただいております。また監査等委員である取締役の報酬限度額は、同株主総会において、月額３百万円以内と決議いただいております。

3．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

（1）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を報酬諮問委員会が作成し、その諮問内容を尊重して2021年2月26日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

（2）決定方針の内容の概要

① 基本方針

当社の取締役の報酬等は、金銭による固定報酬としての基本報酬のみとし、担当領域の規模・責任に応じた適正水準とすることを方針とする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、その範囲内で外部専門機関の客観的な報酬調査データを参考に役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与レベルも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。監査等委員である取締役の報酬等に関しては、独立性確保の観点から、固定報酬のみで構成し、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査等委員会で業務の分担等を勘案して決定する。

③　業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されているため、該当事項はありません。

④　基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬のみで構成されているため、該当事項はありません。

（3）当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその原案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

4．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額については、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与レベルも踏まえ、報酬諮問委員会の諮問に基づき、取締役会決議により決定する。監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、業務の分担等を勘案して監査等委員会で決定する。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）高山健氏は、テクマトリックス株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社メディアドゥ、株式会社メルカリの社外取締役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）吉川朋弥氏は、吉川公認会計士事務所の所長及び株式会社アズームの社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役 （監査等委員）	高山　健	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会12回の全てに出席致しました。主に事業会社における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役 （常勤監査等委員）	亀村　明	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会12回の全てに出席致しました。長年における金融機関及び上場事業会社取締役としての豊富な職務経験から適宜発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	吉川朋弥	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会12回の全てに出席致しました。公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容を参考に必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

３．当社の重要な子会社のうち、Metaps Pte.Ltd.、Metaps Plus Inc.及びSmartcon Co. Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法第362条第５項の規定に基づき、2018年12月25日の取締役会決議により、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」及び「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。

② コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土づくりに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告する。

③ 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査等委員である取締役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査する。

④ 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保する。

⑥ 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人が、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる体制として弁護士による社外相談窓口（以下、内部通報制度）を設置し、相談・提案を受けた弁護士は、速やかに常勤監査等委員へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図るよう努める。

⑧ 内部通報制度や監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑨ 内部監査部は、内部監査規程に基づき法令及び定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文章の取扱は、社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行う。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループ内のリスク管理体制強化のために、リスク管理規程を策定し、当社グループにおけるリスク評価及び対応は、管理本部が事務局となり、法務および内部統制担当者等で構成されるリスク管理委員会で推進する。

② 販売先、仕入先、銀行、子会社との取引は業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限基準表、稟議規程、経理規程、子会社管理規程に基づいて行い、規程管理の事務局は管理本部が行う。

③ 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響をあたえる重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または業務執行会議に報告し、報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行う。

④ 取締役、執行役員、子会社社長は、取締役会等において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行う。

⑤ 内部監査部は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役会を月１回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、経営に係わる業務執行上の重要案件については、取締役及び常務執行役員から構成される業務執行会議において事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととする。

② 取締役の業務執行については、取締役会規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限基準表に基づきそれぞれの責任者及びそ

の責任、執行手続等について定めることとする。

③ 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化及び手続き等の簡略化に努め、必要があるときは管理本部からの助言を得る。

④ 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社グループは、当社グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ会社間の指揮、命令、意思疎通の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。

② 当社グループの業務の適正を確保するための体制として、子会社管理規程を定め、グループ会社の管理は管理本部が行う。グループ会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく管理本部長を通じて、取締役会または業務執行会議に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

③ グループ会社に対する管理、支援等を行う管理責任、援助責任部門を本社内に定め、当社グループとしての情報の共有・伝達に努める。

④ 内部監査部は、内部監査規程に基づき当社グループの監査を定期的に実施し、その結果について代表取締役社長に報告する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく代表取締役社長を通じて、取締役会または業務執行会議に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

⑤ 内部統制システムを整備するに当たっては、財務報告に係る内部統制評価実施マニュアルに基づき、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

⑥ 当社は、当社が定める子会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的または随時に関係資料の提出を求める。

⑦ 当社は、定期的または随時に業務執行会議を開催し、その他必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。

6．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査等委員会が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査等委員会と協議の上、任命する。任命された補助者は、監査等委員会の補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

② 監査等委員会の補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知する。

7．当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

① 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに監査等委員会に報告する。

② 監査等委員会は、監査等委員会監査等基準に基づき、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めることができる。

③ 内部監査部は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画の立案及び実施に当たっては、監査等委員会と密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。

④ 内部統制担当部門は、監査等委員会と密な連携を保つとともに、監査等委員会からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。

⑤ 監査等委員会監査事務は内部監査部がこれを補助する。

⑥ 監査等委員会は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

8．その他監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

① 当社グループの取締役及び使用人は監査等委員会またはその補助使用人から業務遂行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められた場合は、迅速、適切に対応する。

② 監査等委員会がその職務の執行について、必要な費用の請求をした時は、速やかに当該費用または債務を処理する。
③ 監査等委員会は監査法人との会合を定期的または随時に持ち、財務報告の信頼性について意見交換を行う。
④ 監査等委員会は代表取締役との会合を定期的または随時に持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行う。

9．財務報告の信頼性を確保するための体制
① 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
② 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
③ 内部統制担当部門は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または業務執行会議に報告する。また、併せて監査等委員会へ報告する。
④ 上記①から③に掲げる方針及び手続き等を運用するにあたり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制及び業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
⑤ 内部監査部は、財務報告に係る内部統制の有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、併せて監査等委員会へ報告する。

10．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、2018年11月29日開催の第11回定時株主総会決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。当事業年度の運用状況の概要は、以下のとおりになります。

① 当事業年度は、取締役会を18回開催し、重要事項について審議・決議したほか、担当取締役から職務執行状況について報告を受けております。社外取締役（３名）は、取締役会において独立した客観的な立場から忌憚のない意見を述べ、経営や業務執行の監督機能を担っております。

② 業務執行会議を毎月開催し、各事業責任者から事業報告を受けております。常勤監査等委員はオブザーバーとして参加し、情報収集とともに牽制機能を担っております。
③ リスクマネジメント委員会を毎月開催し、リスクマネジメント、コンプライアンス等の方針を検討しております。
④ 監査等委員会を毎月開催し、監査計画に基づき内部監査部と連携して調査を実施するとともに、取締役、会計監査人との間で情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨を定款に定めております。当社は、未だ成長過程にある企業であり、主要事業の立ち上げ間もないことから未だ内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、現在当社は成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元に繋がると考えております。

将来的には、各期の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

連結財政状態計算書

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,546	流動負債	13,746
現金及び現金同等物	6,648	社債及び借入金	889
営業債権及びその他の債権	9,195	営業債務及びその他の債務	10,294
その他の金融資産	412	その他の金融負債	954
その他の流動資産	291	未払法人所得税	86
非流動資産	5,376	引当金	12
有形固定資産	437	その他の流動負債	1,511
のれん	2,258	非流動負債	2,197
顧客関連無形資産	196	社債及び借入金	1,469
その他の無形資産	346	その他の金融負債	93
持分法で会計処理されている投資	1,617	引当金	62
繰延税金資産	78	繰延税金負債	559
その他の金融資産	444	その他の非流動負債	15
その他の非流動資産	0	負債合計	15,944
		(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	5,662
		資本金	5,444
		資本剰余金	5,649
		その他の資本の構成要素	△358
		利益剰余金	△5,072
		非支配持分	315
		資本合計	5,977
資産合計	21,921	負債及び資本合計	21,921

連結損益計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**8,569**
売上原価	**4,469**
売上総利益	**4,100**
販売費及び一般管理費	**4,092**
その他の収益	82
その他の費用	379
持分法による投資損益（△は損失）	△170
営業損失（△）	**△460**
金融収益	3
金融費用	53
税引前当期損失（△）	**△510**
法人所得税費用	△348
当期損失（△）	**△162**
当期損失（△）の帰属	
親会社の所有者	△108
非支配持分	△55
当期損失（△）	**△162**

連結持分変動計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	その他の資本の構成要素		
			新株予約権	その他の包括利益累計額	合計
2020年1月1日時点の残高	5,444	4,557	20	△138	△117
当期損失（△）	－	－	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	△221	△221
当期包括利益合計	－	－	－	△221	△221
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	－	－	－
新株予約権の失効	－	－	△20	－	△20
株式に基づく報酬取引	－	－	－	－	－
子会社の支配喪失による増減	－	－	－	－	－
非支配株主との資本取引	－	1,092	－	－	－
配当金	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－
所有者との取引額合計	－	1,092	△20	－	△20
2020年12月31日時点の残高	5,444	5,649	0	△359	△358

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	利益剰余金	合計		
2020年1月1日時点の残高	△4,984	4,899	△383	4,517
当期損失（△）	△108	△108	△55	△162
その他の包括利益	－	△221	20	△201
当期包括利益合計	△108	△329	△34	△363
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	－	－
新株予約権の失効	20	－	－	－
株式に基づく報酬取引	－	－	－	－
子会社の支配喪失による増減	－	－	－	－
非支配株主との資本取引	－	1,092	732	1,824
配当金	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
所有者との取引額合計	20	1,092	732	1,824
2020年12月31日時点の残高	△5,072	5,662	315	5,977

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,408**	**流動負債**	**1,358**
現金及び預金	1,839	買掛金	49
売掛金	446	未払金	196
前払費用	28	預り金	8
未収収益	101	未払費用	14
短期貸付金	1,754	未払法人税等	5
その他	333	短期借入金	875
貸倒引当金	△2,096	その他	210
固定資産	**4,814**	**固定負債**	**1,609**
有形固定資産	**54**	社債	1,499
建物	144	関係会社事業損失引当金	51
工具、器具及び備品	89	資産除去債務	57
減価償却累計額	△178	その他	0
無形固定資産	**21**	**負債合計**	**2,967**
商標権	0	(純資産の部)	
ソフトウェア	11	**株主資本**	**4,244**
その他	10	**資本金**	**5,443**
投資その他の資産	**4,738**	**資本剰余金**	**5,432**
投資有価証券	48	資本準備金	5,432
関係会社株式	4,494	**利益剰余金**	**△6,632**
長期貸付金	258	その他利益剰余金	△6,632
貸倒引当金	△227	繰越利益剰余金	△6,632
その他	164	**新株予約権**	**11**
資産合計	**7,223**	**純資産合計**	**4,255**
		負債純資産合計	**7,223**

損　益　計　算　書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
営業収益		
売上高	874	
関係会社ロイヤリティー収入	226	
関係会社受取配当金	76	1,176
売上原価		**410**
売上総利益		**766**
販売費及び一般管理費		**994**
営業損失（△）		**△228**
営業外収益		
為替差益	1	
受取利息	34	
その他	2	38
営業外費用		
支払利息	6	
社債利息	18	
その他	3	28
経常損失（△）		**△218**
特別利益		
関係会社株式売却益	1,422	
その他	146	1,568
特別損失		
固定資産除却損	0	
事業構造改善費用	399	399
税引前当期純利益		**950**
法人税、住民税及び事業税	6	6
当期純利益		**943**

株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	5,443	5,432	5,432	△7,576	△7,576	3,300	11	3,311
当期変動額								
当期純利益	－	－	－	943	943	943	－	943
当期変動額合計	－	－	－	943	943	943	－	943
当期末残高	5,443	5,432	5,432	△6,632	△6,632	4,244	11	4,255

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月24日

株式会社メタップス

取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　千代田　義　央　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　智佳子　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社メタップスの2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社メタップス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために

経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員及び監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員及び監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員及び監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月24日

株式会社メタップス

取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　千代田　義　央　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　智佳子　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社メタップスの2020年１月１日から2020年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員及び監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象

や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員及び監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員及び監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月26日

株式会社メタップス　監査等委員会

常勤監査等委員(社外取締役)　亀　村　　明　㊞
監査等委員(社外取締役)　吉　川　朋　弥　㊞
監査等委員(社外取締役)　高　山　　健　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

With/Postコロナ時代において、価値観の多様化と共に、国や企業の在り方・役割も変わり、「自律分散型社会」への移行が加速すると考えています。当社は、New Normal時代の「新たな働き方」を実現すべく、それに相応しいオフィス環境を検討してまいりました。リモートワークを軸とし、利便性や規模拡大にも柔軟に対応可能といった観点から、本社機能を現行定款第３条（本店の所在地）の東京都港区から東京都渋谷区に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則 （本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。	第１章　総則 （本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。
＜新設＞	附則 （本店移転に係る規定変更の効力発生日） 第２条　第３条の変更は2021年10月１日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則第２条は本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

取締役全員（２名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役２名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	やまざきゆういちろう 山　崎　祐一郎 （1981年10月18日）	2006年６月　ドイツ証券株式会社（投資銀行本部）入社 2011年３月　イーファクター株式会社（現当社）入社 2011年４月　当社取締役就任 2015年10月　Metaps Plus Inc.（旧Nextapps Inc.）取締役就任（現任） 2016年４月　ペイデザイン株式会社（現株式会社メタップスペイメント）取締役就任（現任） 2016年11月　Smartcon Co. Ltd.取締役就任（現任） 2016年11月　当社取締役副社長就任 2018年11月　Metaps Entertainment Limited取締役就任（現任） 2018年11月　当社代表取締役社長就任（現任）	406,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	和田洋一（わだよういち） （1959年５月28日）	1984年４月　野村證券株式会社入社 2000年４月　株式会社スクウェア（現　株式会社スクウェア・エニックス）入社 2003年４月　株式会社スクウェア・エニックス代表取締役社長就任 2014年９月　Shinra Technologies, Inc. President就任 2015年５月　当社社外取締役就任 2016年８月　ワンダープラネット株式会社社外取締役就任（現任） 2016年11月　当社取締役会長就任 2016年12月　ペイデザイン株式会社（現　株式会社メタップスペイメント）取締役就任 2017年10月　同社代表取締役就任（現任） 2017年11月　当社取締役就任（現任） 2018年３月　株式会社マイネット社外取締役就任 2019年３月　株式会社マイネット社外取締役監査等委員就任（現任）	－株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．(1) 山﨑祐一郎氏を取締役候補者とした理由は、代表取締役として経営の重要事項の決定を適切に行っており、金融や海外の事情にも精通し、当社グループの事業拡大に貢献するとともに、管理部門管掌としてコンプライアンス、コーポレートガバナンスの強化にも取り組んでいくことができると判断し、取締役候補者といたしました。

(2) 和田洋一氏を取締役候補者とした理由は、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社グループの持続的な成長を推進することができると判断し、取締役候補者といたしました。

３．「所有する当社株式の数」については、2020年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	ろう　ふぇい ロウ・フェイ （1979年12月20日）	2005年４月　マッキンゼーカンパニー日本入社 2011年８月　ＤｅＮＡ中国入社 2013年６月　当社入社（現任） 2016年３月　ＤＸＨＵＢ株式会社（旧社名ジェーピーモバイル株式会社取締役就任（現任） 2019年８月　株式会社Ｌｉｎｃ取締役就任（現任）	5,100株
2	おざさ　あや 小笹　文 （1977年１月28日）	1999年４月　株式会社リクルート入社 2006年６月　グーグル株式会社入社 2009年６月　株式会社ナインスラッシュワン代表取締役社長就任 2011年３月　イベントレジスト株式会社最高業務執行責任者（ＣＯＯ）就任 2012年１月　イベントレジスト株式会社取締役最高業務執行責任者（ＣＯＯ）就任 2018年７月　合同会社カラフル代表社員就任（現任）	－株
3	さの　あやこ 佐野　綾子 （1977年12月９日）	2001年４月　ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社 2009年１月　東京西法律事務所（現弁護士法人ＴＮＬＡＷ）入所 2018年10月　東京地方裁判所民事調停官（現任） 2018年12月　あや総合法律事務所代表就任（現任） 2019年３月　株式会社すかいらーくホールディングス社外取締役就任（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．小笹文氏、佐野綾子氏は、社外取締役候補者であります。

３．（１）ロウ・フェイ氏を監査等委員である取締役に候補者とした理由は、大手戦略コンサルティング会社における知見及び2013年の当社入社以来、グローバルでアプリ収益化事業に携わってきた経験と国際感覚をもとに、実務に適合した経営の監査、監督が期待できるためです。

（２）小笹文氏を監査等委員である取締役に候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かしていただくことにより、当社の経営に独立した立場から長期的観点にたった助言・監督が期待できるためです。

（３）佐野綾子氏を監査等委員である取締役に候補者とした理由は、証券会社における実務経験や、弁護士として税務を含む幅広い知見を有しているほか、他の上場会社で社外取締役に就任されており、当社の経営に関し、客観的かつ長期的観点からの助言・監督が期待できるためです。

４．ロウ・フェイ氏、小笹文氏、佐野綾子氏が選任された場合、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

５．小笹文氏、佐野綾子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、選任が承認された場合は、小笹文氏、佐野綾子氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

６．「所有する当社株式の数」については、2020年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

以　上

メ　　モ

インターネットライブ中継のご案内

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご来場自粛をお願いしておりますが、多くの株主様に株主総会の模様をご覧いただくために、株主総会のライブ中継を実施いたします。

また、同ライブ中継サイトから株主様からの事前のご質問をお受けいたします。お寄せいただいたご質問に関しては、可能な限り株主総会にて回答させていただく方針でありますが、運営の都合上、その全てに回答することができない場合がございますので、予めご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。配信可否、状況等につきましては、随時当社HP等によりご案内させていただきます。

配信日時	2021年３月30日（火）午後３時から株主総会終了時まで
視聴URL	https://metaps.premium-yutaiclub.jp/
ログイン方法	①株主番号、②郵便番号（12月末時点）をご入力ください 議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください
事前質問受付	2021年３月15日（月）午前９時から３月26日（金）午後12時まで （ご質問はおひとり５問、１問につき200字まで）

〈ハイブリッド参加型バーチャル株主総会における注意事項〉

※ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のため、視聴中に本サイトにて議決権行使等をすることはできません。

※通信環境につきましては、万全を期して準備しておりますが、回線の状況等により映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、予めご了承賜りますようお願い申し上げます。当社では中断により生じた株主様への不利益に対する責任は負いかねますので、ご了承ください。

※ライブ中継をご視聴いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。

【ライブ中継に関するお問合わせ】
問合せ先：0120-980-965
通話無料／受付時間　９：００～１７：００
（土・日・祝日・年末年始を除く）